付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　日本国内の地点―台北―高雄―香港―フィリピン共和国内の地点―カンボジア、ラオス、ミャンマー及び（又は）ベトナム内の地点―バンコク―クアラルンプール及び（又は）シンガポール―ジャカルタ―デンパサール―オーストラリア内の地点―ニュージーランド内の地点―南太平洋における地点―ホノルル（注1、注2及び注3）

(b)　東京以外の日本国内の地点―中間の地点―フィリピン共和国内の地点―以遠の地点（注2）

(c)　日本国内の地点―中間の地点―フィリピン共和国内の地点―以遠の地点（注4）

注1　南太平洋における地点又はホノルルへ及びそのいずれかから運航される飛行については、オーストラリア内又はニュージーランド内の一地点に定期の着陸を行わなければならない。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、フィリピン共和国内の二地点をコターミナルとして、フィリピン共和国内の一地点の直前及び（又は）直後にフィリピン共和国内の他の一地点を経由する協定業務を行うことができる。

注3　路線(a)では、フィリピン共和国以遠の地点については、マニラ、セブ及び日本国により後に特定されるフィリピン共和国内の二地点へ並びにそのいずれかからのみ運航することができる。

注4　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除き、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(c)において業務を行うことができる。

2　フィリピン共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　フィリピン共和国内の地点―日本国内の地点―ホノルル―サンフランシスコ―フィリピン共和国により後に特定されるカナダ内の一地点（注1及び注2）

(b)　フィリピン共和国内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点（注2）

(c)　フィリピン共和国内の地点―中間の地点―日本国内の地点―以遠の地点（注3）

注1　「後に特定されるカナダ内の一地点」へ及び当該地点から運航される飛行については、サンフランシスコに定期の着陸を行わなければならない。

注2　フィリピン共和国の一又は二以上の指定航空企業は、日本国内の二地点をコターミナルとして、日本国内の一地点の直前及び（又は）直後に日本国内の他の一地点を経由する協定業務を行うことができる。

注3　フィリピン共和国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除き、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(c)において業務を行うことができる。

3　いずれか一方の締約国の指定航空企業が行う協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をフィリピン共和国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十三日に東京で

フィリピン共和国外務大臣

アルバート・デル・ロサリオ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○農林水産省告示第三千二百十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年十二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

表株式会社熊本畜産流通センターの項の次に次のように加える。

豊野食肉卸売市場株式会社	熊本県宇城市豊野町巣林五百四十八番地

○農林水産省告示第三千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市君田町東入君字壱駄岩七〇二の二、七〇三の一、七〇三の三、七〇三の六、七〇四の一、七〇四の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町小鳥原字坂根五三三三の四、五三三六の四、字小屋谷甲五三四二の二、五三四三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町稲草字休ケ峠五一九〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字休ケ峠五一九〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）